

公益社団法人広島県薬剤師会職員給与支給規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県薬剤師会（以下「本会」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(通用範囲)

第2条 本会職員に対する給与の支給は、すべてこの規程による。

(給与の種類)

第3条 この規程による職員の給与の種目は、次のとおりとする。

- (1) 基本給 ア. 俸給
- (2) 諸手当 ア. 扶養手当
イ. 地域手当
ウ. 住居手当
エ. 通勤手当
オ. 特殊勤務手当
カ. 職務手当（管理職手当）
キ. 時間外手当
ク. 休日給
ケ. 期末勤勉手当
コ. 管理職員特別勤務手当

(給与の支給)

第4条 俸給及び扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当並びに職務手当は、月の初日から月の末日までの分を、その月の21日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる時、又は特別の事情があるときは、繰り上げて支給することがある。

2 時間外手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の初日から末日までの分を翌月の21日に支給する。

3 職員が退職し、又は解雇されたときは、前2項の規定にかかわらずその際に支給する。

(給与の支給基準)

第5条 新たに職員になった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等によって俸給額に異動が生じたときには、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職したときは、その日までの俸給を支給する。

- 3 職員が死亡したときは、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、支給する俸給は、その月の現日数から休日の日数を引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 5 職務手当及び特殊勤務手当は、その支給要件の生じた日の属する月から支給し、消滅した日の属する月の翌月から支給しない。ただし、その月に勤務した日がないときは、支給しない。
- 6 期末手当は、6月1日及び12月1日、勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下、これらの日を「基準日」という。）に在職する職員に対して、基準日の属する月の15日（12月にあつては10日）に支給する。基準日前1カ月以内に退職又は死亡した職員についても同様とする。

（給与控除）

第6条 次の諸費用は、給与支払いの際控除する。

- (1) 所得税
- (2) 住民税
- (3) 社会保険料
- (4) その他別に定めるもの

第2章 基本給及び諸手当

（俸給）

第7条 職員の俸給は、広島県職員に適用する「職員の給与に関する条例」（昭和26年広島県条例第22号）に原則準じ、第4条に規定する「行政職給料表（別表第1）及び「医療職給料表（二）」を基に、支給額は、会長が定める。

2 新たに採用された職員の俸給は、その者の学歴、能力経験、技能及び業務内容等を勘案して会長が定める。

（扶養手当）

第8条 扶養手当は、扶養家族を有する職員に支給する。

2 前項の扶養家族とは、次の各号の一に該当するものであって、他に生計のみちがなく、主として職員の収入により生計を維持されていることを会長が認定した者をいう。

- (1) 配偶者及び18才未満の子
- (2) 次に掲げる者で、職員と同居し、生計を同じくする者
 - ア 60才以上の父母及び祖父母
 - イ 18才未満の弟妹及び孫
 - ウ 心身に著しい障害がある者

3 扶養手当の額は、原則広島県職員の給与の例に準じ、会長が定める。

4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合は、直ちにこの旨を会長に届出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族の要件を具備するに至った者がある場合

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 5 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るすべてについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日がその月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日の属する日の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から行う。
- 6 扶養手当は、これを受けている職員に更に第4項第1号から第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

（地域手当）

第8条の2 地域手当の月額は、俸給、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に、100分の7.00を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第8条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万2千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次に掲げる額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
- (1) 月額2万3千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2千円を控除した額
 - (2) 月額2万3千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3千円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6千円を超えるときは、1万6千円）を1万1千円に加算した額

（通勤手当）

第9条 通勤手当は、職員がその居住地から勤務場所に通勤するため、交通機関の利用又は自転車等交通用具の使用を通例としている場合に支給する。ただし、そ

の距離が片道 2 km 未満の者は除く。

- 2 通勤手当の月額、原則広島県職員の給与の例に準じ、会長が定める。
- 3 職員は、第 1 項の要件を具備するに至ったとき、又は住居、通勤経路若しくは通勤方法等を変更した場合は、直ちにその旨会長に届出なければならない。
- 4 通勤手当は、職員が第 1 項の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から退職、死亡又は第 1 項の要件を欠くるに至った日の属する月（これらの日が初日であるときは、その日の属する月の前日）まで支給する。
- 5 通勤手当は、その月額を変更すべき事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。

（特殊勤務手当）

- 第 9 条の 2 検査センターに勤務する臨床検査技師又は衛生検査技師の資格を有する職員で微生物学的検査、寄生虫学的検査又は生化学的検査等の業務に従事する者に特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の額は、会長が別に定める。

（職務手当）

- 第 10 条 職務手当は、管理職にある者に対し支給するものとし、その額は、俸給月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の範囲内で会長が定める。
- 2 管理職にある者が臨時又は緊急の必要その他の会務の運営の必要により、就業規定第 13 条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。
 - 3 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による 1 回につき、1 万 2 千円を超えない範囲内において会長が定める。

（時間外手当）

- 第 11 条 就業規程に規定する勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した時間に対して、1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 125（その勤務が午後 10 時から翌日午前 5 時までの間は 100 分の 150）に相当する額を時間外手当として支給する。

（休日給）

- 第 12 条 就業規程に規定する休日に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した時間に対して、1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 135 に相当する額を休日給として支給する。
- 2 休日に勤務した職員が、他の日に振り替えて休日を与えられた場合には、休日給は、支給しない。

（1 時間当たりの給与の算定）

第13条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び地域手当の月額合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日当たりの勤務時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(期末手当及び勤勉手当)

第14条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職又は死亡した職員にあっては、退職又は死亡した日現在。以下この条について同じ。）における俸給、扶養手当及び地域手当の月額合計額に次の各号の支給率を乗じて得た額に、さらに基準日以前3カ月以内（基準日が12月1日の場合は、6カ月以内）の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月に支給する場合 100分の120
 (2) 12月に支給する場合 100分の145

在 職 期 間		
基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3カ月	6カ月	100分の100
2カ月15日以上3カ月未満	5カ月以上6カ月未満	100分の80
1カ月15日以上2カ月15日未満	3カ月以上5月未満	100分の60
1カ月15日未満	3カ月未満	100分の30

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在における俸給、扶養手当及び地域手当の月額合計額に、次の各号の支給率を乗じて得た額の範囲内において、職員の勤務期間、成績等を勘案して会長が別に定める。

- (1) 6月に支給する場合 100分の77.5
 (2) 12月に支給する場合 100分の77.5

3 前各項の規定にかかわらず試用期間中の職員に対するこれらの手当については、会長が別に定める。

第3章 昇給及び昇格

(昇給)

第15条 職員の昇給は、原則として毎年1回行うものとする。

(昇給方法)

第16条 昇給は、職員の過去1年間における勤怠、能力及び勤務成績等により原則として、現に受けている等級号俸の4号給上位の号給に昇給させる。

(昇給停止)

第17条 職員が次の各号の一に該当するときは、前条の昇給は、行わない。

- (1) 前条の過去1年間において就業規程第47条に規定する処分を受けたとき。

- (2) 前条の過去1年間のうち、業務上の傷病以外の事由により欠勤日数が180日以上のと き。
- (3) 昇給時現在において休職中のとき。
- (4) 勤務成績が極めて不良のとき。

(昇格)

第18条 職員を昇格させるときは、その者の経験年数又は在級年数等を勘案して、会長が定める。

第4章 その他

(休暇期間中の給与)

第19条 就業規程16条の規定による休暇期間中は、俸給及び諸手当の全額を支給する。ただし、産前産後の休暇期間、生理休暇の期間、育児休暇及び介護休暇の期間は、無給とする。

(欠勤者の給与)

第20条 職員が欠勤したときは、欠勤1日につき次の算式により算出された額を、翌月の給与（退職月に欠勤がある場合に退職時の給与）より控除する。

1

(基本給+諸手当)×――

30

2 前項の規定にかかわらず、職員が業務外の傷病により欠勤するときは、次により支給する。

(1) 欠勤日数が90日未満のときは、現に受けている俸給の全額を支給する。

(2) 欠勤が90日以上となったときは、俸給の100分の80に相当する額を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が私事のため会長の承認を得て欠勤するときは、30日までは俸給の全額を支給する。

(休職者の給与)

第21条 職員が就業規程第30条の規定により休職を命ぜられたときの休職期間中の給与は、次の各号に定める期間について当該各号に定める額を支給する。

(1) 俸給の100分の60に相当する額以内で会長が定めた額を支給する。

(2) 就業規程第30条第2号に掲げる事由により休職となったときは、その休職期間中、俸給及び期末手当の100分の80に相当する額を支給する。

(3) 就業規程第30条第3号に掲げる事由により休職となったときは、会長が定めた額を支給する。

(給与額の改定)

第22条 経済の変動等に伴い、広島県職員の給与の改定があったときは、本会の

職員について広島県職員の例に準じ、給与の改定を行うことを原則とする。

- 2 本会財政の都合により、この規程に定める給与の支給が困難となったときは、理事会に諮り、この規程の適用範囲を調整することができる。

(加給)

第23条 職務手当の支給を受けていない職員に対し、その者の経験、能力を勘案し、加給することができる。

- 2 加給の月額は20,000円を限度として、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月10日に制定し、平成28年4月1日から施行する。
- 2 社団法人広島県薬剤師会職員給与支給規程は廃止する。